

令和 7 年度鹿児島市オープンイノベーション創出支援事業
オープンイノベーションによる事業化伴走支援対象事業者 募集要項

1 趣旨

市内県内にとどまらず、全国の企業との出会いの場や共創の機会を創出するため、オープンイノベーションによる事業成長を目指すという明確な意思を持つ事業者に対して、共創に価値を見出そうとする全国の企業が登録しているオープンイノベーションプラットフォームを活用し、共創先の探索から共創開始までの事業化に向けた一連の取組の伴走支援を行い、支援対象事業者のオープンイノベーションによる新規事業を創出するもの。

2 支援対象事業者

オープンイノベーションによる事業成長を目指すという明確な意思を持ち、共創で実現したい事業計画を持つ事業者

3 支援内容

(1) 内容

オープンイノベーションプラットフォームを活用し、共創パートナー探索のためのプロフィール作成支援から、メッセージ送信、企業レコメンド等によるマッチング支援を一体的に伴走型で支援します。

選定事業者には、専任のアドバイザーが、1 月に 1 回程度の面談などによりサポートします。

(2) 活用するオープンイノベーションプラットフォーム

A U B A (<https://auba.eiicon.net/>)

(3) 支援期間

選考後（令和 7 年 8 月予定）から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(4) 費用

無料。ただし、事業計画の実行に伴う費用は支援対象事業者の負担となります。

4 申込資格

次に掲げる条件の全てを満たす法人とします。

(1) 鹿児島市新規事業創出コミュニティの会員であること。

※コミュニティ（会費無料）への入会は随時受け付けていますので、未加入の方は伴走支援の申込と併せてお申し込みください。

(2) 鹿児島市内に本社若しくは主たる事務所を有する法人であること。

(3) 納期の到来している鹿児島市税に滞納がないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者に該当していないこと。

(5) オープンイノベーションによる事業成長を目指すという明確な意思を持ち、共創で実現したい事業計画を持つ事業者であること。

(6) 共創の実現に向けて、専任のアドバイザーのアドバイスを取り入れながら、事業計画を推進できる事業者であること。

5 申込方法等

(1) 申込期間

令和 7 年 5 月 2 6 日（月）から同年 6 月 1 3 日（金）まで

(2) 申込方法

次の書類に必要事項を記入し、「8 お問い合わせ、申込先」に記載の申込先までご提出ください。

① オープンイノベーションによる事業化伴走支援 申込書

② 鹿児島市税納付状況確認に関する同意書

- ③ 暴力団排除に関する誓約・同意書
- ④ 法人登記簿謄本（提出日前3か月以内に発行されたもの。写し可）
- ⑤ 決算書の写し（貸借対照表及び損益計算書を複写した直近のもの）直前1期分
※必要書類は鹿児島市ホームページからダウンロードをお願いします。
- (3) 提出された書類の返却や差し替えに応じることはできません。
- (4) 提出された書類は、支援対象事業者の選定及び選定後の支援以外の目的で使用することはありません。

6 支援対象事業者の選定

- (1) 支援対象事業者数
3事業者程度
- (2) 選定方法
第1次選定：事務局による書類選考（令和7年6月下旬予定）
第2次選定：鹿児島市新規事業創出検討委員会におけるプレゼンテーション審査（令和7年6月下旬～7月上旬予定。正式な審査日程は、第1次選定結果を通知する際にお知らせいたします。）
なお、必要に応じて経営状況に関する情報の提出を求める他、面談を行う場合があります。主な審査項目は次のとおりです。
 - ・ 本事業の趣旨との整合性
 - ・ 新規性や、類似（既存）のサービス・製品に対する優位性
 - ・ 事業化、マネタイズ（事業を収益化する仕組みづくり）の実現可能性
 - ・ 事業遂行能力
 - ・ 共創開始の実現可能性
 - ・ 本市産業への波及効果や、地域社会に対する価値提供の度合い
- (3) 結果通知
選考の結果は、申込者に個別に通知します。

7 留意事項

- 支援を受けるにあたっては、以下のことにご留意ください。
- (1) 国または県、市等から、同様の支援を受ける場合は、本事業の対象外とします。
- (2) 鹿児島市からの求めに応じて、支援対象事業の進捗状況を報告していただくことがあります。
- (3) 支援対象事業者として選定された事業者には、「鹿児島市オープンイノベーション創出支援業務」として、鹿児島市から委託を受けた南日本新聞社・鹿児島銀行共同事業体が事務局となり支援を行います。鹿児島市及び事務局との情報交換を積極的に行ってください。
- (4) 支援対象事業者として選定された事業者は、専任のアドバイザーの支援やアドバイスを建設的に受け入れていただき、共創の実現に向けて積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。
- (5) 支援にあたり、事業計画や製造設備、決算等、必要な情報の開示に同意していただきます。なお、本事業で得た秘密情報は事務局、専任のアドバイザー含めて厳重に取り扱い、みだりに他人に知らせ、又は当該支援以外の目的には利用しません。
- (6) 支援期間終了後にオープンイノベーションプラットフォームを継続して活用する場合は、自己負担が発生します。継続的な利用に関しては、支援対象事業者にご判断していただきます。
- (7) 本事業はオープンイノベーションプラットフォームを活用し共創の実現に向けた伴走支援を受けられるものであり、当伴走型支援を受けて立ち上がった新規事業によるサービスや製品等が、本市の認証や本市による有利な取り扱いを受けられるものではありませんので、予めご了承ください。また、同新規事業によるサービスや製品等の周知に際し、当伴走型支援を受けたことを告知する場合には、トラブル等防止のため、必ず事前に本市にご相談くださいますようお願いいたします。
- (8) 支援対象者として選定された後に、応募内容等に虚偽の記載が判明した場合や、応募の要

件に該当しなくなった場合、また選定時の条件に反する場合は支援を中止します。

(9) 支援を受けて開発した新商品などの発明や考案、特別な技術等についての特許申請等の法的保護は、応募者自身の責任で対処してください。

(10) 応募内容等が第三者の知的財産権に損害を与えた場合は、応募者自身が自己の責任で解決することとなり、鹿児島市は一切その責めを負いません。

8 お問い合わせ、申込先

鹿児島市 産業局 産業振興部 産業創出課

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号 みなと大通り別館5階

TEL: 099-216-1319、FAX 099-216-1303

URL: <http://www.city.kagoshima.lg.jp>

E-mail: san-sousyutu@city.kagoshima.lg.jp